

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱（平成28年10月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会ホームページ（以下「本会ホームページ」という。）へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会ホームページ 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理するWebサイトの総称
- (2) バナー広告 本会ホームページから広告主の指定するWebページに直接リンクさせるための広告画像をいう。

(広告の規格及び掲載料等)

第3条 本会ホームページ掲載における広告の規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する本会ホームページは、トップページとする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載を行うときには、広告主等を公募するものとする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1年とする。ただし、再掲載することを妨げない。

- 2 掲載期間の始期は、毎月1日とする。ただし、会長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。
- 3 掲載期間内に、本会の都合で本会ホームページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長する。広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかった場合も同様とする。
 - (1) 12時間以上24時間以内 1日
 - (2) 24時間を超えたとき 閉鎖した日数+1日

(広告掲載の申込み)

第7条 本会ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する日の3ヶ月前から2週間前までに、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(広告主等への通知)

第8条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込期限後、速やかに広告掲載の可否を決定し、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(広告の図案の作成及び提出)

第9条 広告の図案は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 前条の規定により掲載可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の図案を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告内容の修正等)

第10条 会長は、前条の規定により広告の図案等の提出があったときは、その内容、デザイン等が各種法令及び要綱に抵触していないことを確認するものとする。

2 会長は、前項の場合において、広告の図案等の内容、デザイン等が各種法令及び要綱の規定に抵触し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対して内容の修正を求めなければならない。

(広告掲載料の支払い)

第11条 第8条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、会長が指定する期日までに広告掲載料金を支払わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき
- (2) 指定する期日までに広告の図案の提出がないとき
- (3) 第10条第1項の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき
- (4) 広告主又は掲載内容等が、各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあり、第10条の規定による変更をしても解消できないとき
- (5) その他本会ホームページへの広告掲載が適切でないとき

2 会長は、前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に通

知するものとする。

- 3 会長は、同条第1項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(リンク先)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、当該変更の1週間前までに本会ホームページ管理者に連絡するものとする。

(禁止する表現)

第14条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見える者）を模した表現
- (6) 本会の事業であると錯誤しやすい表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(その他の基準)

第15条 広告主は、ページデザイン及び使いやすさを保持するために次の事項に留意するものとする。

- (1) 色調については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

- 2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、本会ホームページを閉鎖した日の属する翌月分から残りの月数に2,000円を乗した広告掲載料を返還する。

- 3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

ホームページバナー広告

| サイズ | データ容量 | 画像形式 | 掲載料 | |
|----------------------|--------------|--|---------|------------------------------|
| | | | 非会員 | |
| 縦60ピクセル× 横120ピクセル | 5キロバイト 以内 | GIF（フラッシュ及びアニメーション不可、透過可）、 JPEG、PNG | 24,000円 | 特別賛助会費 1口あたり 1,000円の割引 |